

一般廃棄物処理施設整備・運営事業

募集要項

令和3年2月26日

(令和3年3月19日修正)

能代山本広域市町村圏組合

《目 次》

I 用語の定義	1
II 募集要項の位置付け	4
III 事業の概要	5
1 事業名	5
2 本事業の対象となる公共施設等の種類	5
3 公共施設等の管理者	5
4 事業目的	5
5 本事業対象施設の概要	6
6 事業方式	6
7 契約の形態	6
8 事業期間	7
9 事業期間終了後の措置	7
10 事業の対象となる業務範囲	7
11 本事業に関する提示条件	8
12 募集及び特定に関するスケジュール	11
IV 応募者の参加資格要件	12
1 応募者の構成等	12
2 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件	13
3 参加資格の喪失	14
4 各業務を行う者の要件	14
V 応募者の審査及び最優秀提案者の決定	17
1 審査の機関	17
2 参加資格審査	17
3 最優秀提案者の決定方法	17
VI 最優秀提案者決定後の手続き及び契約に関する事項	19
1 特別目的会社の設立	19
2 基本協定及び事業契約の締結	19
3 契約金額	19
4 地位の譲渡等	20
5 契約保証金	20
VII 募集及び特定に関する事項	21
1 募集手続の概要	21
2 募集公告及び募集要項等の公表	22
3 第1回募集要項等に関する質問受付及び回答	22
4 参加資格審査申請書の受付	23
5 現地見学会の開催	24

6	対面による対話の開催.....	24
7	第2回募集要項等に関する質問受付及び回答.....	25
8	事業提案書の受付.....	26
9	ヒアリング.....	26
10	開封.....	26
11	応募に関する留意事項.....	27
12	募集に関する担当部署.....	28
VIII	公表資料の一覧	29
1	募集要項添付資料.....	29
2	別添資料.....	29

I 用語の定義

本募集要項において使用する用語の定義は次のとおりである。

運営・維持管理業務 運営業務委託契約	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。 本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と運営事業者が締結する契約をいう。
運営業務委託 契約書（案）	本事業における運営業務委託契約書（案）をいう。
運営事業者	最優秀提案者のうち、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
応募者	設計・建設業務及び運営・維持管理業務の参加を希望する単独企業又は複数の企業で構成する企業グループをいう。
可燃ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設のうち、可燃ごみ及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設からの可燃残さを処理対象物として焼却処理する施設をいう。
基本契約	民間事業者に本事業を一括で発注するために、組合と最優秀提案者及び運営事業者で締結する契約をいう。
基本契約書（案）	本事業における基本契約書（案）をいう。
基本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力義務等について定めることを目的として、組合と最優秀提案者が締結する協定をいう。
基本協定書（案）	本事業における基本協定書（案）をいう。
組合	能代山本広域市町村圏組合をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。
建設工事請負 契約書（案）	本事業における建設工事請負契約書（案）をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
建築物等	本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物等を総称していう。
構内道路	取付道路との分岐点から、計量棟、可燃ごみ処理施設、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設等を結ぶ道路全体をいう。
国道	国道 101 号をいう。
構成員	設計・建設業務又は運営・維持管理業務を担当する企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資を行う企業をいう。
構成市町 最優秀提案者	能代市、藤里町、三種町及び八峰町をいう。 応募者の中から本事業を実施する者として特定された応募者で

	あり、本事業を実施する単独企業又は複数の企業で構成する企業グループをいう。
最優秀提案者 決定基準書	本事業における最優秀提案者決定基準書をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の総称をいう。
事業提案書	本事業を実施する最優秀提案者の特定にあたり、応募者が募集要項等に基づき作成し、提出する書類一式をいう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
周回道路	構内道路のうち、可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の全周にわたり設ける時計回りの一方通行道路をいう。
設計・建設業務 代表企業	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。 応募者のうち、代表して応募手続き等を行う企業をいう。構成員とし、特別目的会社の最大の出資者（出資割合 50%超）になる。
提案施設	民間事業者の提案に基づいて可燃ごみ処理施設で回収したエネルギーを有効利用するために事業実施区域内に整備する施設及び設備をいう。なお、整備した提案施設については本施設として取り扱う。
提出書類の作成要領	本事業における提出書類の作成要領をいう。
特別目的会社	本事業の運営・維持管理業務の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。
取付道路	搬入道路と事業実施区域の接点に設ける出入口から、構内道路あるいは駐車場にむかう分岐点に達するまでの既設道路（必要に応じて拡幅）をいう。
不燃ごみ・粗大ごみ 処理施設	一般廃棄物処理施設のうち、不燃ごみ及び粗大ごみを処理する施設をいう。
プラント	本施設で処理対象物を処理するために必要なすべての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称していう。
募集要項	本事業における募集要項をいう。
募集要項等	募集公告と同時に公表する募集要項、要求水準書、最優秀提案者決定基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、様式集、提出書類の作成要領及びこれらに関する質問回答を総称して又は個別にいう。
本施設	本事業において、民間事業者が事業実施区域内に設計・建設する一般廃棄物処理施設をいい、可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設のほか、事業実施区域内の設備、建築物及びその附帯設備並びに提案施設を含めていう。
本事業	能代山本広域市町村圏組合が実施する一般廃棄物処理施設の整

民間事業者	備・運営事業をいう。
要求水準書	組合と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
要求水準書 運営・維持管理業務編	要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営・維持管理業務編並びに要求水準書添付資料を総称していう。
要求水準書 設計・建設業務編	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書 添付資料	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
様式集	本事業における要求水準書添付資料をいう。
	本事業における様式集をいう。

II 募集要項の位置付け

組合は、本事業について「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）の規定に準じて実施するため、令和 2 年 11 月 20 日に「一般廃棄物処理施設整備・運営事業の実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。また、組合は、令和 3 年 2 月 25 日に P F I 法第 7 条の規定に準じて、本事業を特定事業として選定し公表した。

本募集要項は、本事業を実施する事業者を応募型プロポーザル方式により募集及び特定するために必要な事項等を定めるものである。本事業に係る募集公告に基づく事業者の募集及び特定等については、「募集要項」「要求水準書」、「最優秀提案者決定基準書」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運営業務委託契約書（案）」、「様式集」、「提出書類の作成要領」及びこれらに関する質問回答（以下「募集要項等」という。）による。

応募者は、募集要項等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で事業提案書の作成を行うものとする。

Ⅲ 事業の概要

1 事業名

一般廃棄物処理施設整備・運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の種類

名称 (仮称) 一般廃棄物処理施設

種類 一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

能代山本広域市町村圏組合 理事会代表理事 齊藤 滋宣

4 事業目的

能代山本広域市町村圏組合（以下「組合」という。）は、圏域である能代市、藤里町、三種町及び八峰町（以下「構成市町」という。）の住民の生活及び事業活動によって排出される一般廃棄物のうち可燃ごみについては南部清掃工場で、不燃ごみ及び粗大ごみについては北部粗大ごみ処理工場で行っている。しかし、現在稼働中の南部清掃工場は稼働から 25 年が、北部粗大ごみ処理工場は稼働から 34 年が経過し、施設の老朽化が著しく、構成市町のごみの適正な処理を継続していくために、新たな施設を整備することが必要となっている。

本事業は、新たな施設を整備・運営にあたって組合が策定した 5 つの基本方針のもとで一般廃棄物処理施設（以下「本施設」という。）を整備し、運営・維持管理することにより、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質のさらなる削減を図るとともに、循環型社会形成の推進を図ることを目的とする。

組合は、次の 5 つの基本方針を掲げて、本事業を推進している。

【施設整備の基本方針】

(1) 生活環境の保全に配慮した施設

可能な限り環境負荷を低減し、施設周辺の生活環境の保全に努めるものとする。また、国及び県の基準より厳しい、自主基準を定め、公害の発生を防止するとともに、自主基準を遵守していることを明らかにするため、排ガス濃度等の運転状況を公開する。

(2) 循環型社会に貢献する施設

ごみの焼却処理に伴って発生する熱を積極的に回収して、有効利用し、化石燃料の使用量を抑制して温室効果ガスの排出抑制に寄与する施設とする。

(3) 災害に強い施設

東日本大震災の教訓を踏まえ、耐震化、不燃堅牢化、浸水対策等の災害対策を講じ、大規模災害時にも稼働を確保できる施設とする。

(4) 地域コミュニティの場として活用できる施設

施設建設用地の一部を活用して、地域住民の交流の場を確保し、地域振興に貢献できる施設とする。

(5) 経済性、効率性に優れた施設

施設の建設だけでなく、維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減を意識した施設とする。また、効率的な施設運営を目指す。

5 本事業対象施設の概要

項 目	概 要	
事業実施場所 及 び 事業実施区域	能代市竹生字天神谷地 122-1、121-1、122-3、121-4 (「募集要項添付資料 1 事業実施場所」及び「募集要項添付資料 2 事業実施区域」参照)	
民間事業者の 業務及び期間	設計・建設業務 : 事業契約締結日から令和 8 年 3 月まで 運営・維持管理業務 : 令和 8 年 4 月から令和 28 年 3 月まで	
本 施 設	可燃ごみ処理施設	処 理 対 象 物 : 可燃ごみ 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設からの可燃残さ 処 理 方 式 : ストーカ方式 施 設 規 模 : 80 t / 24 h (40 t / 24 h × 2 炉)
	不燃ごみ・粗大ごみ 処理施設	処 理 対 象 物 : 不燃ごみ 粗大ごみ 処 理 方 式 : 破砕選別処理 施 設 規 模 : 5 t / 5 h
	附 帯 施 設 若 し く は 附 帯 設 備	計量棟、駐車場、雨水調整池、取付道路、構内道路、 門扉、囲障、植栽等その他関連する施設や設備等
	提 案 施 設	民間事業者の提案に基づいて可燃ごみ処理施設で回収 したエネルギーを有効利用するために事業実施区域内 に整備する施設及び設備をいう。
供 用 開 始	令和 8 年 4 月	

6 事業方式

本事業における施設の整備及び運営は D B O (Design : 設計、Build : 建設、Operate : 運営) 方式により実施する。

民間事業者は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行い、さらに特別目的会社(運営事業者)を設立し、20 年間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

7 契約の形態

組合と最優秀提案者は、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

組合は、最優秀提案者及び運営事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、運営事業者と本事業に係る運營業務委託契約をそれぞれ締結する。(基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約の 3 つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。

事業契約の締結主体を「募集要項添付資料-6 契約スキーム (例)」に示す。

8 事業期間

事業期間は次のとおりである。

(1) 設計・建設業務期間

事業契約締結日から令和8年3月まで

(2) 運営・維持管理業務期間

令和8年4月から令和28年3月まで

9 事業期間終了後の措置

組合は、本施設を供用開始後30年以上にわたって使用する予定であり、民間事業者は、30年以上の使用を前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。本施設の事業期間終了後の措置について、運営開始後16年目（令和23年度）の時点において、組合及び民間事業者は協議を開始するものとする。

10 事業の対象となる業務範囲

民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

(1) 民間事業者が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

(ア) 本施設の設計に関する業務

- ① 本施設の設計
- ② 組合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ③ 組合が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）等申請支援
- ④ 組合が行うその他許認可申請支援

(イ) 本施設の建設に関する業務

- ① 本施設の建設
- ② 建設工事に係る許認可申請等

イ 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務
- ② 維持管理業務
- ③ 余熱利用管理業務
- ④ 測定管理業務
- ⑤ 防災等管理業務

- ⑥ 関連業務
- ⑦ 情報管理業務

(2) 組合が行う業務

- ア 本施設の設計・建設に関する業務
 - ① 用地の確保
 - ② 本施設の交付金及び補助金申請手続
 - ③ 本施設の設計・建設モニタリング
 - ④ その他これらを実施する上で必要な業務
- イ 本施設の運営・維持管理に関する業務
 - ① 運営モニタリング
 - ② 本施設の処理対象物の搬入
 - ③ 焼却灰及び飛灰固化物の運搬・最終処分業務
 - ④ 鉄及びアルミの運搬・資源化業務
 - ⑤ 不燃残さの運搬・最終処分業務
 - ⑥ その他これらを実施する上で必要な業務

1 1 本事業に関する提示条件

(1) 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとする。

- ア 本施設の設計・建設業務に係る対価
組合は、本施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者を支払う（詳細は募集要項添付資料-3「対価の支払方法について」参照）。
- イ 本施設の運営・維持管理業務に係る対価
組合は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者を支払う（詳細は募集要項添付資料-3「対価の支払方法について」参照）。
- ウ 支払の減額等
組合は、民間事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求性能を満たしていないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法の詳細については、募集要項添付資料-4「モニタリング及び対価の減額等について」に定める。

(2) 余熱利用計画

運営事業者は、焼却による熱エネルギーの適切かつ効率的な余熱利用を行う。本施設の余熱利用は電力供給及び熱供給とし、発電電力については、可燃ごみ処理施設での自

家消費及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を含め、本施設で利用する。熱については、冬季の事業実施区域内のロードヒーティング等への熱供給を含め、本施設で利用する。

なお、東北電力株式会社においては、これまで本施設からの電力の逆潮流についての空き容量がない現状があるとしてきたが、令和3年1月からノンファーム型接続の適用が始まった。

本事業については、現状、逆潮流を行わないことを前提に推進し、事業者を募集しているが、逆潮流を行うか否かについては、改めて令和3年6月（予定）のノンファーム型接続の接続検討の回答を受けて検討し、決定するものとする。

検討の結果、本事業において逆潮流を行うものと判断した場合には、募集及び特定に関するスケジュール並びに募集要項等を見直す場合がある。なお、逆潮流をすることとなった場合の余剰電力の売却収入は組合に帰属するものとする。

(3) 組合が適用を予定している交付金及び補助金について

組合は、本事業の実施に関して、可燃ごみ処理施設は補助金、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設は交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は組合において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。

(4) 関係法令等の遵守

組合及び民間事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(5) 保険

民間事業者が加入する保険についての詳細は、募集要項添付資料-5「民間事業者が付保する保険について」に定める。なお、民間事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

なお、組合は、本施設の所有者として、全国市有物件災害共済会共済金を付保する予定である。詳細は、募集要項添付資料-7「組合が付保する予定の保険について」に定める。

(6) 想定されるリスクの分担

ア 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

イ 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担の詳細は、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)及び運營業務委託契約書(案)において定める。

1 2 募集及び特定に関するスケジュール

本事業の実施スケジュールは、次のとおりを予定している。ただし、「能代山本広域市町村圏組合の休日定める条例(平成3年条例第1号)」に規定する組合の休日(以下「休日」という。)には、受付を行わないこととする。

内 容	日 程
① 募集公告及び募集要項等の公表	令和3年2月26日(金)
② 第1回募集要項等に関する質問の受付期限 【参加資格に関する質問】	令和3年3月5日(金)
③ 第1回募集要項等に関する質問の受付期限 【参加資格以外に関する質問】	令和3年3月12日(金)
④ 第1回募集要項等に関する質問への回答公表 【参加資格に関する質問】	令和3年3月19日(金)
⑤ 参加資格審査書類受付期限	令和3年3月31日(水)
⑥ 現地見学会申込受付期限	令和3年3月31日(水)
⑦ 第1回募集要項等に関する質問への回答公表 【参加資格以外に関する質問】	令和3年4月2日(金)
⑧ 現地見学会(開催日は2日間を予定)	令和3年4月6日(火) ・令和3年4月7日(水)
⑨ 参加資格審査結果通知・応募者番号の交付	令和3年4月9日(金)
⑩ 対面による対話用資料受付期限	令和3年4月15日(木)
⑪ 対面による対話(開催日は2日間を予定)	令和3年4月27日(火) ・令和3年4月28日(水)
⑫ 第2回募集要項等に関する質問の受付期限	令和3年5月14日(金)
⑬ 第2回募集要項等に関する質問への回答公表	令和3年6月4日(金)
⑭ 事業提案書受付期限	令和3年7月30日(金)
⑮ 応募者ヒアリング及び非価格要素審査・応募型プロポーザル方式による最優秀提案者の特定	令和3年9月中旬
⑯ 最優秀提案者の決定	令和3年9月下旬
⑰ 基本協定締結	令和3年10月中旬
⑱ 事業契約仮契約締結	令和3年11月下旬
⑲ 契約議案の議会承認(事業契約の締結)	令和3年12月下旬

※上記スケジュールに変更が生じる場合は、その内容を公表する。

IV 応募者の参加資格要件

応募者は、次の参加資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の参加資格の確認を行うために参加資格審査を実施する。

また、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、構成市町内に本社、本店及び建設業法上の主たる営業所がある企業並びに構成市町の建設業者等級格付名簿において市内又は町内業者として登録されている企業を地元事業者として積極的に活用すること。

1 応募者の構成等

- (1) 応募者は、「4 (1)本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」を満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。参加資格要件を全て満たすことにより、代表企業1者で応募者となることも可能である。あわせて、当該代表企業は、組合と建設工事請負契約を締結するものとする。なお、代表企業の変更は認めない。
- (2) 応募者のうち、最優秀提案者として決定された後に設立する特別目的会社に出資する企業を構成員といい、特別目的会社に出資しない企業を協力企業という。なお、代表企業は構成員とし、特別目的会社の最大の出資者（出資割合50%超）になる。
- (3) 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- (5) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。
- (6) 上記「(5)」の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

ア 資本関係がある場合

以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する2者の場合。

- (ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則第3条（平成18年法務省令第12号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する2者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- ウ その他最優秀提案者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 構成員又は協力企業が、複数の企業等で構成される者である場合には、これらを構成する者についても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- (8) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

2 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、構成員及び協力企業となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 組合、構成市町の入札参加資格のいずれも有していない者
- (3) 組合、構成市町の指名停止措置を受けている者
- (4) 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (5) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (7) 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- (8) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- (9) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- (10) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- (11) 能代市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属している者
- (12) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- (13) 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
・一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定アドバイザー業務委託の受託者
受託者：八千代エンジニアリング株式会社
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（受託者協力会社）
- (14) 組合が設置した一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定委員会の委員が所属する企業

- (15) 実施方針の公表から最優秀提案者の決定に関する公表までの期間に、本事業について組合が設置した一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定委員会の委員に対し、自らの利益のために接触等の働きかけを行った者

3 参加資格の喪失

- (1) 参加資格確認基準日は参加資格審査書類提出日とする。
- (2) 最優秀提案者の特定までの間に代表企業、代表企業を除く構成員及び協力企業が参加資格を欠いた場合、応募者は失格とする。但し、代表企業を除く構成員及び協力企業については、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 最優秀提案者を特定した日から組合が最優秀提案者を決定するまでの間に応募者の構成員及び協力企業が参加資格を欠いた場合、組合は最優秀提案者の特定を取り消す。但し、代表企業を除く構成員及び協力企業については、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。組合は、最優秀提案者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- (4) 最優秀提案者を決定した日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者の代表企業、代表企業を除く構成員及び協力企業が参加資格を欠いた場合、組合は最優秀提案者決定を取り消す。但し、代表企業を除く構成員及び協力企業については、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。組合は、最優秀提案者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営・維持管理業務の各業務を行う者として、以下の(1)から(4)の各項の要件を満たす代表企業1者又は企業グループとすること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(1) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

本施設のプラントの設計・建設を行う企業は、代表企業とし、以下の要件を全て満たすこと。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき清掃施設工事の特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,100点以上であること。
- イ 組合又は構成市町の入札参加資格を有する者であること。
- ウ 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をDBO方式により受注した実績を有すること。
- (ア) 平成22年度以降に竣工した施設
 - (イ) 施設規模が80t/日以上かつ炉構成が2炉以上
 - (ウ) ボイラ・タービン式発電設備を設置した全連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式」に限る。）

- (エ) 不燃ごみ・粗大ごみを対象とした破砕設備を有する施設
- エ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。設計・建設工事期間にわたり当該監理技術者を配置するものとするが、共同企業体（分担施工方式）の場合は、プラント工事着工までの専任は要さない。

なお、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設のプラントの設計・建設を代表企業以外の企業が行う場合には、当該企業は構成員とし、以下の要件を全て満たすこと。

- ア 組合又は構成市町の入札参加資格を有する者であること。
- イ 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設を受注した実績を有すること。
 - (7) 平成 22 年度以降に竣工した施設
 - (4) 施設規模が 5 t/日以上
 - (ウ) 不燃ごみ・粗大ごみを対象とした破砕設備を有する施設

(2) 本施設の建築物等の設計を行う者の要件

本施設の建築物等の設計を行う企業は、代表企業、構成員又は協力企業とし、以下の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- イ 組合又は構成市町の入札参加資格（業種は「建設コンサルタント」）を有する者であること。

(3) 本施設の建築物等の建設を行う者の要件

本施設の建築物等の建設を行う企業は、代表企業、構成員又は協力企業とすること。当該業務を単独で実施する場合は、以下の全ての要件を満たすこと。また、当該業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が以下の全ての要件を満たすこと。

- ア 組合又は構成市町の入札参加資格を有する者であること。
- イ 建設業法第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 900 点以上であること。

(4) 運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件

運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する企業は、代表企業、構成員又は協力企業とし、以下に示す要件を満たすこととする。当該業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社は以下の要件を全て満たすこととする。

- ア 組合又は構成市町の入札参加資格を有する者であること。
- イ 以下の要件をすべて満たす廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施

設のDBO方式による事業について、運営・維持管理業務の受注実績を有すること。

(ア) 平成22年度以降に竣工した施設

(イ) 施設規模が80t/日以上かつ炉構成が2炉以上

(ウ) ボイラ・タービン式発電設備を設置した全連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式」に限る。）

(エ) 不燃ごみ・粗大ごみを対象とした破砕施設を有する施設

ウ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式」に限る。）で施設規模が80t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。

エ 本施設の運営・維持管理にあたり、運営事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

V 応募者の審査及び最優秀提案者の決定

1 審査の機関

組合は、応募者の事業提案書の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として、次の委員により構成する一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置した。応募者から提出された事業提案書の審査については、選定委員会が行う。

選定委員会委員

委員名	所属・役職
濱田 雅巳	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長
柴山 敦	国立大学法人 秋田大学 大学院国際資源学研究科 教授
高橋 正嘉	秋田県生活環境部環境整備課 課長
宮野 弘幸	能代市都市整備部 部長
村岡 徳一	藤里町生活環境課 課長
進藤 敦	三種町建設課 課長
石嶋 勝比古	八峰町建設課 課長

なお、実施方針の公表から最優秀提案者の決定に関する公表までの期間に、選定委員会の委員に対し、自らの利益のために接触等の働きかけを行った者は失格とする。

2 参加資格審査

参加資格審査申請書について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

3 最優秀提案者の決定方法

最優秀提案者の決定は、以下の手順で行う（詳細は別添資料「最優秀提案者決定基準書」参照）。

(1) 事業提案書審査

ア 基礎審査

基礎審査は、参加資格審査を合格した応募者から提出された提案内容が組合の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

イ 非価格要素審査

基礎審査において組合の要求する要件を満たした応募者を対象として、別添資料「最優秀提案者決定基準書」に基づき非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。

ウ 価格審査

予定価格を超過しない応募者の提案価格について、別添資料「最優秀提案者決定基準書」に定める算定式により価格点を算出する。

本事業の予定価格及び価格提案書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格）は、次のとおりである。本予定価格には物価変動による増減額は含まない。

なお、応募者の提案価格の内訳における設計・建設業務費及び運營業務委託費のいずれかが、次に示す価格提案書比較価格を超過した提案を行った応募者は失格とする。

予定価格	: 25,608,000,000 円	(消費税及び地方消費税を含む。)
価格提案書比較価格	: 23,280,000,000 円	(消費税及び地方消費税を含まない。)
設計・建設業務費	: 12,600,000,000 円	(消費税及び地方消費税を含まない。)
運營業務委託費	: 10,680,000,000 円	(消費税及び地方消費税を含まない。)

エ 総合得点の算出

選定委員会は、非価格要素点と価格点から最優秀提案者決定基準書に定める方法により最優秀提案者を特定する。

(2) 最優秀提案者の決定

組合は、最優秀提案者の特定結果に基づいて最優秀提案者を決定し、応募者の代表企業に書面で審査結果の通知を行う。また、審査結果の概要、審査講評については組合ホームページにて公表する。

(3) 審査結果理由の説明請求

審査の結果、応募者のうち最優秀提案者とならなかった者は、その理由について組合に対して説明を求めることができる。

ア 請求期限

組合が通知した日の翌日から起算して 3 日目の 17:00 までとする。

イ 請求方法

担当部署へ管理者宛の書面（書式は自由）により行うものとし、同書面を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には書留に限る。

ウ 回答方法

速やかに書面により行う。

VI 最優秀提案者決定後の手続き及び契約に関する事項

1 特別目的会社の設立

最優秀提案者は、基本協定締結後速やかに特別目的会社を設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。また、構成員以外の者は特別目的会社への出資をすることができない。

- (1) 運営事業者の本店所在地は構成市町内に置くこと。なお、運営・維持管理業務期間に限り、本施設内に無償で設置することを認める。
- (2) 応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。
- (3) 運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。
- (4) 運営事業者の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

2 基本協定及び事業契約の締結

(1) 基本協定

対象者：最優秀提案者

締結時期：最優秀提案者決定後速やかに

(2) 基本契約

対象者：最優秀提案者及び運営事業者

締結時期：令和 3 年 11 月頃までに仮契約を締結する。仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和 3 年 12 月（予定）に本契約となる。

(3) 建設工事請負契約

対象者：建設事業者

締結時期：令和 3 年 11 月頃までに仮契約を締結する。仮契約は令和 3 年 12 月（予定）に開催する議会の議決を経て本契約となる。

(4) 運營業務委託契約

対象者：運営事業者

締結時期：令和 3 年 11 月頃までに仮契約を締結する。仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和 3 年 12 月（予定）に本契約となる。

なお、本事業スキームの概要については募集要項添付資料-6「契約スキーム（例）」に示す。

3 契約金額

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）は、建設事業者及び運営事業者から見積書を

徴取し、決定する。ただし、提案価格（消費税及び地方消費税を含まない。）からの増額は認めない。

4 地位の譲渡等

組合の事前の承諾がある場合を除き、民間事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

5 契約保証金

(1) 契約保証金の額

ア 建設工事請負契約

建設事業者は、設計・建設業務の履行を保証するために、建設工事請負契約金額の100分の10に相当する金額を設計・建設業務期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に組合に納付する。

イ 運營業務委託契約

運營業務者は、運営・維持管理業務の履行を保証するために、年度運営費の100分の10に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運營業務委託契約の締結時に納付する。

(2) 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

イ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は組合が确实と認める金融機関の保証

ウ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（契約保証特約を付したものに限る。）

エ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

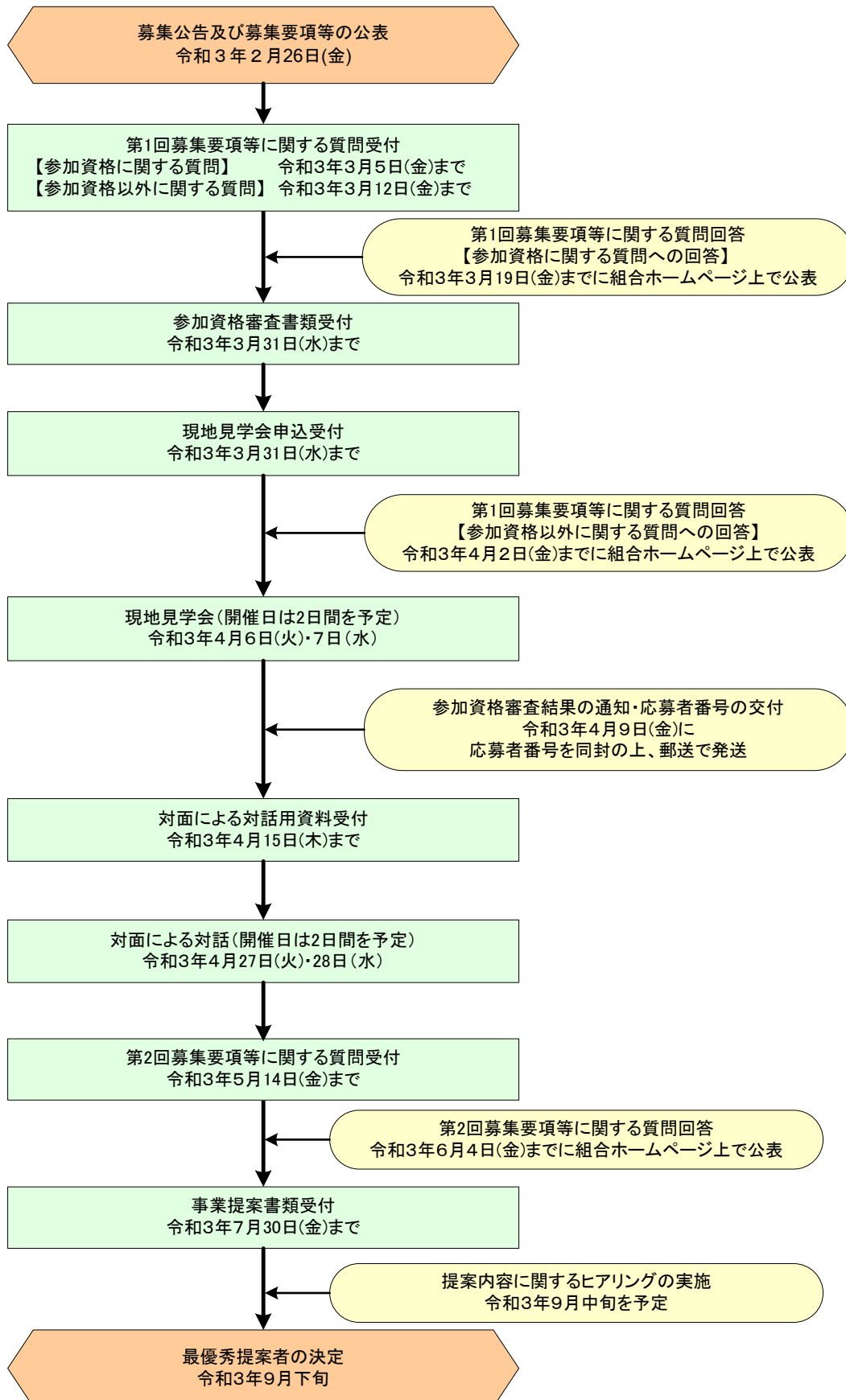
オ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(3) 契約保証金の免除

民間事業者は上記(2)アからウまでに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われるものとし、上記(2)エ又はオに掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除することができる。なお、上記(2)オの場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を組合に寄託すること。

VII 募集及び特定に関する事項

1 募集手続の概要



2 募集公告及び募集要項等の公表

組合は、令和3年2月26日（金）に募集公告及び募集要項等を組合ホームページにて公表する。

3 第1回募集要項等に関する質問受付及び回答

第1回募集要項等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、参加希望者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、また、参加希望者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、組合が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

(1) 提出期限

ア 参加資格に関する質問について

本募集要項等公表日から令和3年3月5日（金） 17:00 までとする。

イ 参加資格以外に関する質問について

本募集要項等公表日から令和3年3月12日（金） 17:00 までとする。

(2) 提出方法

本募集要項等と同時に組合ホームページに公表する第1回募集要項等に関する質問書（様式1-1）（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送付する。

ア 送付先

能代山本広域市町村圏組合

イ E-mail

l-kouiki@shirakami.or.jp

ウ タイトル

(ア) 参加資格に関する質問について

「(参加希望者名) - 第1回募集要項等に関する質問 (参加資格)」

(イ) 参加資格以外に関する質問について

「(参加希望者名) - 第1回募集要項等に関する質問 (参加資格以外)」

(3) 到達の確認方法

質問書を提出した者に対して、組合が到達確認メールを返信する。

(4) 回答の公表

ア 参加資格に関する質問への回答

令和3年3月19日（金）17:00 までに組合ホームページにて公表する。

イ 参加資格以外に関する質問への回答

令和3年4月2日（金）17:00 までに組合ホームページにて公表する。

4 参加資格審査申請書の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って参加資格審査に関する提出書類（様式 2-1～2-8）を提出すること。

(1) 提出期限

募集要項等公表日から令和 3 年 3 月 31 日（水） 17：00 までとする。

(2) 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には書留に限る。

(3) 提出書類

- ア 参加資格審査申請書（様式 2-1）
- イ 各業務を行う者一覧表（様式 2-2）
- ウ 予定する建設事業者の構成（様式 2-3）
- エ 委任状（代表企業）（様式 2-4）
- オ 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件確認書（様式 2-5）
- カ 本施設の建築物等の設計を行う者の要件確認書（様式 2-6）
- キ 本施設の建築物等の建設を行う者の要件確認書（様式 2-7）
- ク 運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件確認書（様式 2-8）

(4) 参加資格審査結果通知書及び応募者番号通知書の通知

参加資格審査結果通知書及び応募者番号通知書を令和 3 年 4 月 9 日（金）に応募者の代表企業に書面等で通知する。

(5) 審査結果理由の説明請求

審査の結果、参加資格が認められなかった者は、その理由について組合に対して説明を求めることができる。

ア 請求期限

組合が通知した日の翌日から起算して 3 日目の 17：00 までとする。

イ 請求方法

担当部署へ管理者宛の書面（書式は自由）により行うものとし、同書面を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には書留に限る。

ウ 回答方法

速やかに書面により行う。

(6) その他

ア 提出期限に遅れた参加資格審査申請書は受け付けない。

イ 提出時には、身分証明書（社員証、運転免許証等の顔写真付き）を提示すること。

5 現地見学会の開催

(1) 目的

応募者における事業実施区域に対する疑義の解消を目的として開催する。

応募者の代表企業は、以下の要領に従って現地見学会に関する提出書類（様式 3-1～3-2）を提出すること。

(2) 開催期間

令和 3 年 4 月 6 日（火）・7 日（水）

(3) 開催場所

能代市竹生字天神谷地 122-1、121-1、122-3、121-4

(4) 参加申込方法

ア 参加申込書等の提出期限

令和 3 年 3 月 31 日（水） 17：00 まで

イ 参加申込書等の提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には書留に限る。

ウ 提出書類

(ア) 現地見学会への参加申込書（様式 3-1）

(イ) 現地見学会に係る誓約書（様式 3-2）

(5) 見学に当たっての注意事項

ア 見学会は、午前又は午後の 2 時間を 1 単位とし、各応募者 1 単位までとする。組合で日程を調整の上、申込書提出企業へ通知する。

イ 見学会への参加者は 10 名以内とする。見学に当たっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者自身が持参すること。

6 対面による対話の開催

(1) 目的

ア 事業の位置づけや特徴の理解促進

応募者が、組合にとっての本事業の位置づけや特徴を理解した上で、以下の基本方針に沿って、事業提案書を提案作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

施設整備の基本方針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 生活環境の保全に配慮した施設(2) 循環型社会に貢献する施設(3) 災害に強い施設(4) 地域コミュニティの場として活用できる施設(5) 経済性、効率性に優れた施設 |
|--|

イ 要求水準書未達の防止と創意工夫の提案

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等が正しく伝わらなかつ

た場合、応募者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。応募者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

(2) 開催期間

令和3年4月27日（火）・28日（水）

(3) 参加申込方法

ア 参加申込書等の提出期限

令和3年4月15日（木） 17:00 までとする。

イ 参加申込書等の提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には書留に限る。

ウ 提出書類

(ア) 対面による対話参加申込書（様式 4-1）

(イ) 対面による対話用資料

① 全体処理フロー図等（様式 4-2）

② 配置・動線計画（様式 4-3）

③ 設計・建設期間の工程（様式 4-4）

④ 対面による対話における事前質問書（様式 4-5）

(4) 開催要領

対面による対話の当日の開催要領を別途通知する。

(5) 質疑事項の公表

最優秀提案者特定の公平性、透明性を確保する観点から、様式 4-5 の質問事項、また当日の応募者からの質問事項を組合と対面による対話に参加する応募者間で相互の確認を実現するため、原則としてこれら全ての質問事項を第 2 回募集要項等に関する質問書（様式 1-2）にて記入することとし、組合はこれらの回答を組合ホームページにて公表する。ただし、応募者固有のノウハウに基づく部分については、組合と応募者の協議の上、公表しないことがある。

7 第 2 回募集要項等に関する質問受付及び回答

第 2 回募集要項等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施する。

(1) 提出期限

令和3年5月14日（金） 17:00 までとする。

(2) 提出方法

本募集要項等と同時に組合ホームページに公表する第 2 回募集要項等に関する質問書（様式 1-2）（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付する。

ア 送付先
能代山本広域市町村圏組合

イ E-mail
l-kouiki@shirakami.or.jp

ウ タイトル
「(応募者名) - 第2回募集要項等に関する質問」

(3) 到達の確認方法

質問書を提出した者に対して、組合が到達確認メールを返信する。

(4) 回答の公表

令和3年6月4日（金）17:00までに組合ホームページにて公表する。

8 事業提案書の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って価格提案書及び本事業に対する提案内容を記載した事業提案書を提出すること。

なお、組合は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

(1) 提出期間

令和3年7月30日（金） 17:00までとする。

(2) 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には書留に限る。

(3) 提出書類

「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

(4) その他

ア 提出期限に遅れた事業提案書は受け付けない。

イ 提出時には、身分証明書（社員証、運転免許証等の顔写真付き）を提示すること。

9 ヒアリング

選定委員会は、応募者に対してヒアリングを行う。ヒアリングの詳細については、別途、事業提案書を提出した応募者に対して通知する。

10 開封

価格提案書の開封は、応募者立会いの上、行う。立会いを行う者は、各応募者で1名とする。なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各応募者の代表企業に組合より通知する。実施日は全応募者のヒアリングが終了した日と同日を想定しており、また開封には選定委員会の委員長が立会う。

1 1 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、「参加資格審査申請書（様式 2-1）」の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとします。

(2) 費用負担

応募に関して応募者が要する費用は、応募者の負担とします。

(3) 事業提案書の取扱い

ア 事業提案書の変更等の禁止

事業提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、組合が必要と認めた場合はこの限りではない。

イ 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において組合が、公表等を行うことができるものとする。

ウ 特許権等

応募者から提出される提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

(4) 資料の取扱い

組合が提供する資料は、本事業の応募に係る検討以外の目的に使用することはできない。

(5) 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(6) 応募の辞退

参加資格審査申請書を提出した者は事業提案書の提出期限までは、随時、応募を辞退することができる。応募辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

ア 提出期限

ヒアリングの前々日の 17:00 までとする。ただし、ヒアリングが月曜日又は火曜日の場合は前週の金曜日の 17:00 までとする。

イ 提出方法

応募者が「応募辞退届（様式 1-3）」を担当部署へ持参により提出すること。

ウ その他

応募辞退の撤回はできないものとする。

(7) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 募集要項に規定する参加資格のない者が行った応募
- イ 参加資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った応募
- ウ 談合その他不正行為があったと認められる応募
- エ 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く応募又は応募事項を明示しない応募
- オ 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った応募
- カ 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた応募
- キ その他募集要項等において示した応募条件に違反した応募

(8) 募集の中止等

本事業の募集手続きに関して組合が必要と認めたときは、募集の執行を取りやめることができる。

(9) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、組合は応募者に通知することとする。

1 2 募集に関する担当部署

本募集に関する担当（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

〒016-0876 秋田県能代市字海詠坂3番地2

能代山本広域市町村圏組合 環境衛生課

電話：0185-89-2426

FAX：0185-89-2420

電子メール：l-kouiki@shirakami.or.jp

ホームページ：<https://www.noshiroyamamotokouikiken.jp/>

VIII 公表資料の一覧

本募集要項と同時に公表する資料については以下のとおりである。

1 募集要項添付資料

- 募集要項添付資料-1 事業実施場所
- 募集要項添付資料-2 事業実施区域
- 募集要項添付資料-3 対価の支払方法について
- 募集要項添付資料-4 モニタリング及び対価の減額等について
- 募集要項添付資料-5 民間事業者が付保する保険について
- 募集要項添付資料-6 契約スキーム（例）
- 募集要項添付資料-7 組合が付保する予定の保険について

2 別添資料

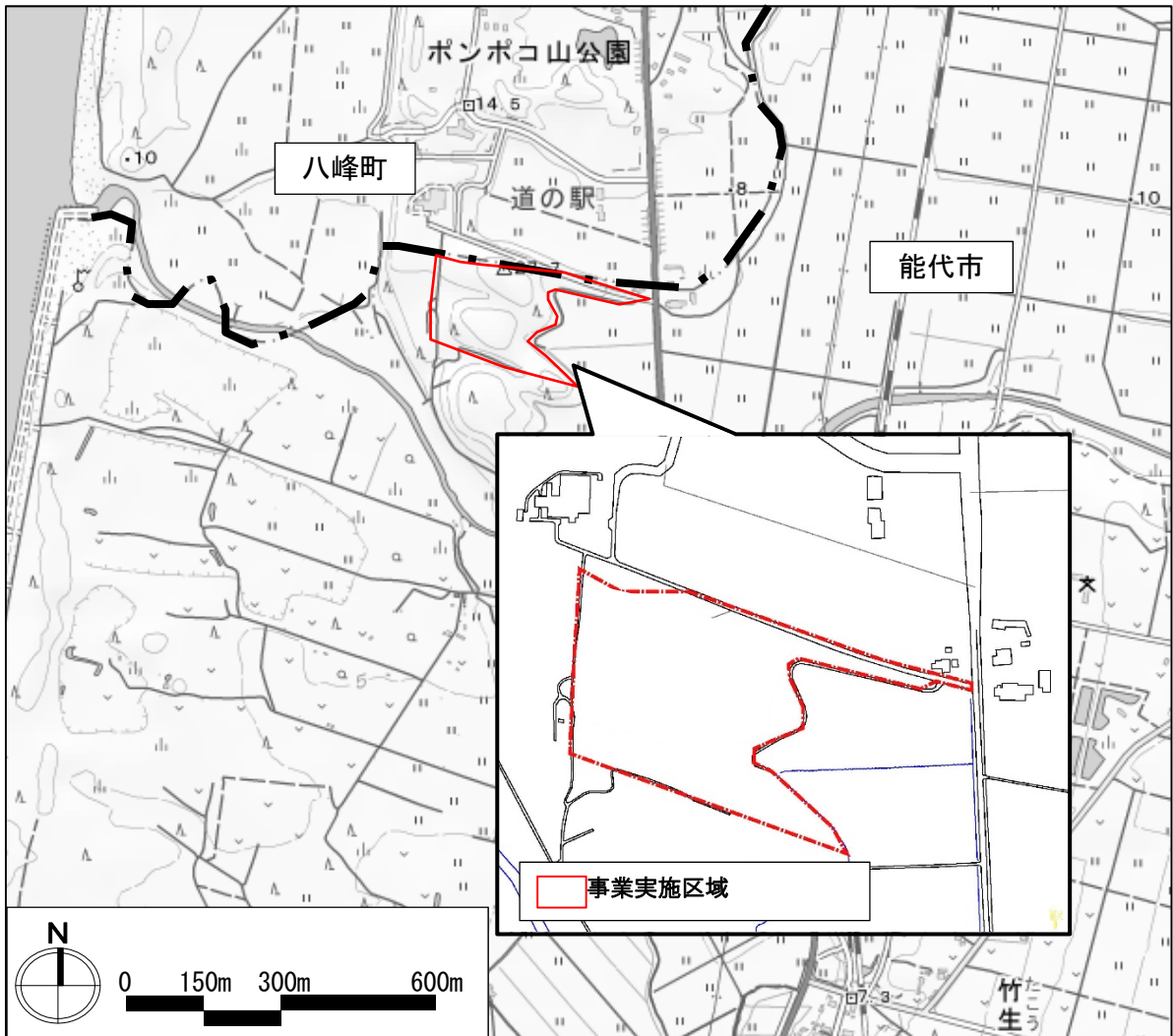
- 別添資料「要求水準書」
 - 要求水準書設計・建設業務編
 - 要求水準書運営・維持管理業務編
 - 要求水準書添付資料
- 別添資料「最優秀提案者決定基準書」
- 別添資料「様式集」
- 別添資料「提出書類の作成要領」
- 別添資料「基本協定書（案）」
- 別添資料「基本契約書（案）」
- 別添資料「建設工事請負契約書（案）」
- 別添資料「運営業務委託契約書（案）」

募集要項添付資料-1 事業実施場所

建設地の都市計画の指定状況

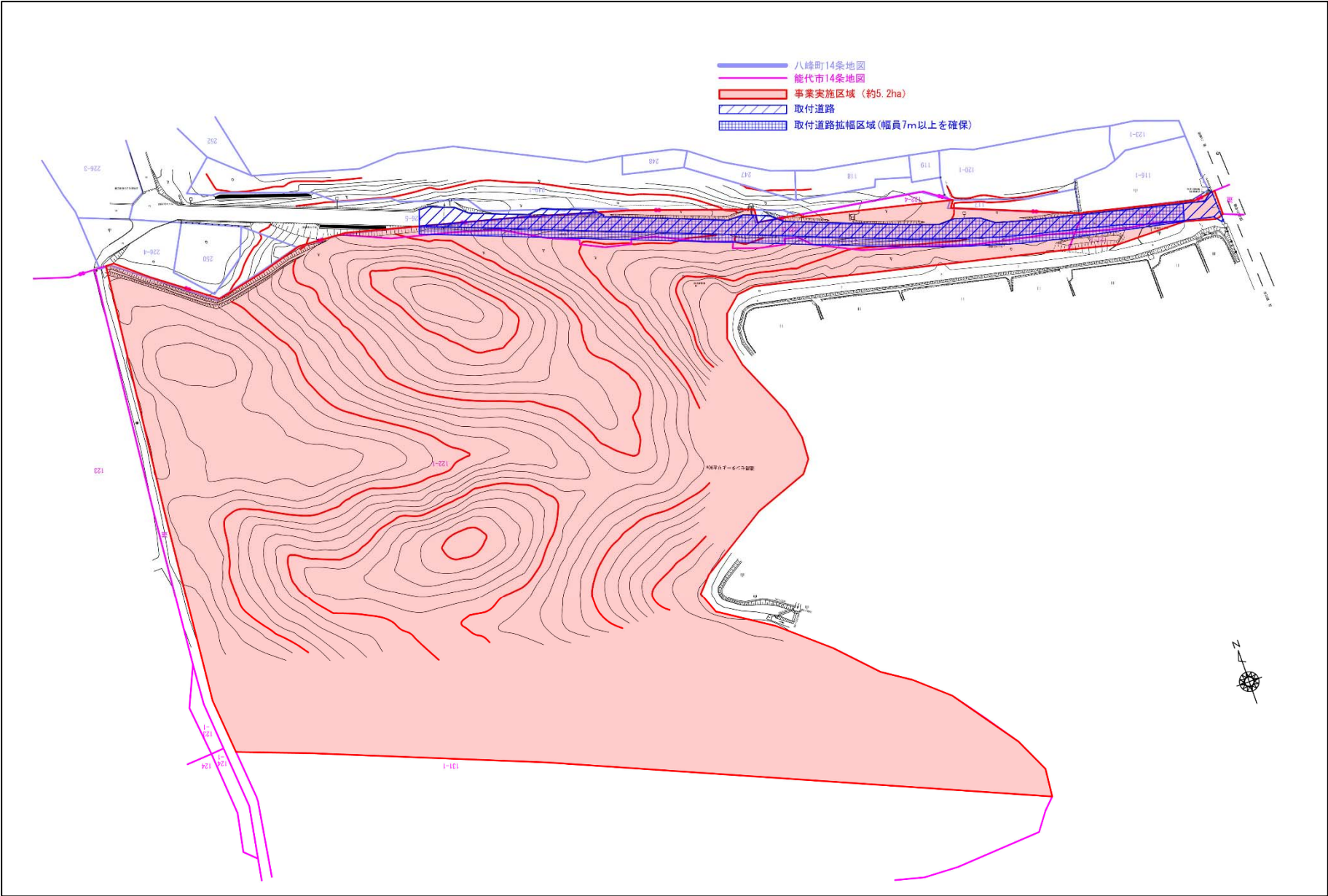


建設地の場所	能代市竹生字天神谷地 122-1、121-1、122-3、121-4
事業実施区域面積	約 5.2ha
都市計画区域の内外	都市計画区域内
用途地域	非線引都市計画区域
建ぺい率	70%以下
容積率	200%以下
日影規制 (日影発生時間を右記時間未満とする)	敷地境界線から 5mを超える範囲：5時間 10mを超える範囲：3時間 (測定水平面の高さ：4m)
道路高さ制限	前面道路の反対側境界線からの水平距離×1.5以内
隣地高さ制限	基準高さ 31m+隣地境界線からの水平距離×2.5以内
地区計画区域	指定なし
都市計画緑地	指定なし
都市計画公園	指定なし
防火地域	指定なし
高度地区	指定なし
砂防指定地	指定なし



事業実施場所位置図・案内図

募集要項添付資料-2 事業実施区域



目 次

1 対価の構成.....	1/4
(1) 設計・建設業務費.....	1/4
(2) 運營業務委託費.....	1/4
2 対価の支払い方法.....	2/4
(1) 設計・建設業務費.....	2/4
(2) 運營業務委託費.....	3/4
3 運營業務委託費の改定.....	3/4

1 対価の構成

民間事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、組合が民間事業者を支払う対価は次のとおりである。

これらの詳細を以下の表 1 に示す。

(1) 設計・建設業務費

設計・建設業務について、建設事業者を支払う対価

(2) 運營業務委託費

運営・維持管理業務について、運営事業者を支払う対価。本施設のうち、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設以外の施設等（以下「可燃ごみ処理施設等」という。）と不燃ごみ・粗大ごみ処理施設に区分して委託料を支払う構成とする。

表 1 設計・建設業務費及び運營業務委託費の構成

支払いの対象となる業務	設計・建設業務費及び運營業務委託費	対象となる費用等
設計・建設業務	<p>『設計・建設業務費』</p> <p>・左記に掲げる業務に対して支払う対価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記業務を行う上で必要となるすべての費用とする。
運営・維持管理業務	<p>『運営固定費 A』</p> <p>※左記に掲げる業務に対して、処理対象物量の多寡に関係なく支払う対価</p> <p>※算出式は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>運営固定費 A</p> <p>= 運転経費 A + 維持管理費 A + 人件費 A + その他経費 A</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転経費 A は、光熱水費の基本料金等とする。 ● 維持管理費 A は、法定点検・定期点検等の保守管理費及び補修工事、更新工事及び保全工事等の修繕工事費用とする。 ● 人件費 A は、左記に掲げる業務に係る全人件費とする。 ● その他経費 A には、保険料、公租公課及び SPC 運営費用（人件費、監査費用等）を含む。 ● SPC の利益を含む。 ● 運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等 SPC 設立費用等）。
	<p>『運営変動費 A』</p> <p>※処理対象物量に応じて支払う対価</p> <p>※算出式は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>運営変動費 A</p> <p>= 処理対象物量(実績) × 変動費単価</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等）。 ● 年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより、変動費単価を提案すること。 ● SPC の利益は含まない。
	<p>『運営固定費 B』</p> <p>※左記に掲げる業務に対して、処理対象物量の多寡に関係なく支払う対価</p> <p>※算出式は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>運営固定費 B</p> <p>= 運転経費 B + 維持管理費 B + 人件費 B + その他経費 B</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転経費 B は、燃料費、薬品類等の一部とする。 ● 維持管理費 B は、法定点検・定期点検等の保守管理費及び補修工事、更新工事及び保全工事等の修繕工事費用とする。 ● 人件費 B は、左記に掲げる業務に係る全人件費とする。 ● その他経費 B には、運転経費 B、維持管理費 B、人件費 B に含まれないその他一切の運営固定費とする。（保険料、公租公課及び SPC 運営費用（人件費、監査費用等）はその他経費 A に含む。） ● SPC の利益を含む。
	<p>『運営変動費 B』</p> <p>※処理対象物量に応じて支払う対価</p> <p>※算出式は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>運営変動費 B</p> <p>= 処理対象物量(実績) × 変動費単価</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等）。 ● 年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより、変動費単価を提案すること。 ● SPC の利益は含まない。

2 対価の支払い方法

(1) 設計・建設業務費

募集要項添付資料-3 対価の支払い方法について

設計・建設業務費の支払条件の詳細は建設工事請負契約書において定める。

(2) 運營業務委託費

組合は、運營業務委託費を令和8年4月から令和28年3月までの20年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、月に1回運営事業者に対して支払うものとする。運営事業者は月間業務完了報告書を翌月の10日までに提出し、組合は提出を受けた日から14日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。運営事業者は、組合からの通知を受けた後速やかに請求書を組合へ提出する。組合は、請求書を受理した日から30日以内に運營業務委託費を支払うものとする。

運営固定費は、毎月均等（内訳毎に毎月均等）とする。運営変動費については、実績処理量に基づき毎月精算する。

$$\text{運営変動費（円）} = \text{処理対象物量（実績）（t）} \times \text{変動費単価（円/t）}$$

なお、提案価格の算定における運営変動費については、計画ごみ量^{*}を表1に示す式に代入して得られる金額を用いるものとする。

※：可燃ごみ処理施設については「要求水準書 設計・建設業務編 第1章 第3節 1 (1)処理能力」の表1.1のごみ量合計22,447 (t/年)、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設については「要求水準書 設計・建設業務編 第1章 第3節 2 (1)処理能力」の表1.8のごみ量合計1,026 (t/年)をいう。なお、災害廃棄物の処理に係る費用については、別途、協議とする。

3 運營業務委託費の改定

運營業務委託費については、物価変動に基づき、運営固定費及び運営変動費について、改定を行うものとする。なお、改定の周期は1年に1回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

- (1) 提案時点の令和3年度平均値を基準とし、表2に示す指標ごとに当該支払い年度の前々年度の7月から前年度の6月までの平均値（以下「採用期間」という。）を用いて表3に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めるものとする。
- (2) 改定率に小数第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 運営事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標及び採用期間が実態に整合しない場合には、組合と運営事業者で協議を行うものとする。ただし、当該協議が協議開始の日から60日以内に整わない場合は、改定に用いる指標及び採用期間を変更しないものとする。

表 2 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容 ／改定の対象	使用する指標
運営固定費	運 転 経 費	「消費税等を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」（日本銀行調査統計局）
	維 持 管 理 費	「消費税等を除く国内企業物価指数／はん用機器」（日本銀行調査統計局）
	人 件 費	毎月勤労統計調査「賃金指数（現金給与総額）／調査産業計」（厚生労働省）
	そ の 他 経 費	「消費税等を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
運営変動費	変動費単価	「消費税等を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

表 3 運営業務委託費の改定の算定式

項目	記号	備考
契約時の運営業務委託費	F_t	契約時における令和 [t] 年度の運営業務委託費。
改定後の運営業務委託費	F'_t	物価変動等に基づく改定後の令和 [t] 年度の運営業務委託費。
物価指数	I_t	表 2 に示す指標の令和 [t] 年度の採用期間の平均値。

※ $t \geq 8$

■算定式：
$$F'_t = F_t \times \frac{I_{t-1}}{I_3} \quad (\text{改定率} : \frac{I_{t-1}}{I_3})$$

目次

1	モニタリング及び対価の減額の基本的考え方.....	1/9
(1)	モニタリングの基本的考え方.....	1/9
(2)	モニタリング方針.....	1/9
(3)	運營業務委託費の減額に関する基本的考え方.....	2/9
2	運転停止型減額措置.....	2/9
(1)	減額等の措置を講じる状態.....	2/9
(2)	減額措置の手順.....	2/9
3	運転継続型減額措置.....	3/9
(1)	モニタリング手法の確定の手続.....	3/9
(2)	モニタリングの方法.....	4/9
(3)	削減額の算定方法.....	5/9
4	提案組合圏域内発注金額未達相当分の違約金徴収（設計・建設業務）.....	8/9
(1)	建設事業者における計画書及び報告書の提出.....	8/9
(2)	組合における提案組合圏域内発注金額の達成状況の確認及び違約金徴収.....	8/9
5	提案組合圏域内発注金額未達相当分の違約金徴収（運営・維持管理業務）.....	8/9
(1)	運営事業者における計画書及び報告書の提出.....	8/9
(2)	組合における提案組合圏域内発注金額の達成状況の確認及び違約金徴収.....	9/9

1 モニタリング及び対価の減額の基本的考え方

(1) モニタリングの基本的考え方

組合は、本事業の運営・維持管理業務について、募集公告時に組合が提示した要求水準書及び民間事業者が作成した事業提案書並びに運営マニュアル（以下「要求水準書等」という。）に基づいて適正かつ確実な運営・維持管理業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運營業務委託費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運營業務委託契約に基づく組合の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

(2) モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で組合が随時のモニタリングを行うこととする。

(3) 運營業務委託費の減額に関する基本的考え方

運營業務委託費の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- ア 運營業務の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に減額する。
- イ 減額は、適切な業務改善を運營業務者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運営・維持管理業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- ウ 減額金額は運營業務委託契約に基づき運營業務者が組合に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- エ 運営・維持管理業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他運營業務者の運營業務委託契約に基づく債務の不履行により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（組合の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と運転を継続できるが要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。
- オ 軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、運營業務者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額されない仕組みを基本とする。
- カ 組合と運營業務者の間でこうした減額の仕組みの運用について十分な協議を行っていくものとする。

2 運転停止型減額措置

(1) 減額等の措置を講じる状態

異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他運營業務者の運營業務委託契約に基づく債務の不履行等により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（発注者の指示により停止した場合を含む。）。

(2) 減額措置の手順

ア 復旧手続き

組合と運營業務者は、次に掲げる事項を次に掲げる順序で行い、運転が停止された施設の復旧に努めるものとする。

- (ア) 運營業務者による速やかな本施設の運転停止
- (イ) 運營業務者による本施設が異常事態に至ったことの組合への報告
- (ウ) 地域住民等への報告、説明協力
- (エ) 運營業務者による本施設が異常事態に至った原因と責任の究明
- (オ) 運營業務者による本施設の復旧計画の提案及び組合の承諾
- (カ) 運營業務者による本施設の改善作業への着手

募集要項添付資料-4 モニタリング及び対価の減額等について

- (キ) 組合による本施設の改善作業の完了確認
- (ク) 運営事業者による復旧のための試運転の開始
- (ケ) 組合による本施設の運転データの確認
- (コ) 地域住民等への報告、説明協力
- (カ) 本施設の運転再開

なお、停止基準を逸脱した理由が軽微であると組合が認めた場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- (ア) 運営事業者による速やかな本施設の運転停止
- (イ) 運営事業者による本施設が異常事態に至ったことの組合への報告
- (ウ) 運営事業者による本施設が異常事態に至った原因と責任の究明
- (エ) 運営事業者による本施設の運転再開計画の提案及び発注者への報告
- (オ) 運営事業者による本施設の改善作業への着手
- (カ) 組合による本施設の改善作業の完了確認
- (キ) 組合による本施設の運転データの確認
- (ク) 本施設の運転再開

イ 減額の算定方法

本施設の全部又は一部の運転を停止した状況において減額する金額については、1日あたりの運営固定費に停止日数と当該状況下において処理対象物を受け入れた日と受け入れ不能であった日それぞれ毎に予め設定する減額率を乗じた額の累計額を当該月の運営固定費の支払い額から減額する。ただし、受入不能となる日については、ごみピットの計画容量を指標として、組合が同受入不能と判断した日とする。

$$(\text{減額}) = (1 \text{ 日当たりの運営固定費} : \text{円} / \text{日}) \times (\text{停止日数} : \text{日}) \times (\text{減額率} : \%)$$

ただし、「1日当たりの運営固定費：円／日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

ウ 減額率

状態		減額率
可燃ごみ処理施設の全部又は一部の運転を停止	処理対象物をごみピットで受け入れた日	0%
	処理対象物をごみピットで受け入れ不能であった日	100% (支払停止)
不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の全部又は一部の運転を停止	処理対象物をヤードで受け入れた日	0%
	処理対象物をヤードで受け入れ不能であった日	100% (支払停止)

3 運転継続型減額措置

(1) モニタリング手法の確定の手続

運転継続型減額措置は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして

募集要項添付資料-4 モニタリング及び対価の減額等について

規定するものであり、ただちに運營業務委託費を減額する運転停止型減額措置の場合と異なるものである。そのため、まず組合と運営事業者はモニタリング手法を以下の手続に基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

- ア 運営事業者の事業提案書に基づき、運営・維持管理業務の仕様・水準を確定する。
- イ 運営事業者の提供する運営・維持管理業務が、要求水準書等未達となる基準については事業契約締結後に詳細化する。
- ウ 運営事業者は品質管理（PDCA サイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業務監査（日常、随時及び定期モニタリング等）に位置づけるものとする。
- エ 運営事業者は、自らが行う品質管理を前提として、1 (2)に示す組合のモニタリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を提案し、組合と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。
- オ なお、運営マニュアルは、運営事業者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより運営事業者が免責となるものではない。

(2) モニタリングの方法

ア 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営・維持管理業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営・維持管理業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運営・維持管理業務についての各種報告書及び監査済み財務書類をそれぞれ期日までに作成して組合に提出するものとする。

イ 組合によるモニタリング

組合は、自己の責任及び費用で、運営事業者が実施する運営・維持管理業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

(ア) 定期モニタリング

運営事業者が毎月 10 日までに提出する月間業務完了報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後 14 日以内に当該月間業務完了報告書の対象となる月の業務状況につき運営事業者に通知する。運営事業者は組合が行うモニタリングにつき、組合の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、月間業務完了報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、運営事業者の提案に基づき契約後に組合と運営事業者が協議のうえ決定する。

(イ) 随時モニタリング

組合が、必要と認める場合、月間業務完了報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、運営事業者は当該説明及び立会

募集要項添付資料-4 モニタリング及び対価の減額等について

い等について最大限の協力をするものとする。

(ウ) 財務状況モニタリング

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に提出する。なお、組合は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。

(3) 削減額の算定方法

ア 減額等の措置を講じる状態

定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないと組合が判断した場合。改善措置が必要となる状態の例は表-1 に示すとおりである。

水準 1：本施設の運転停止には至らないものの適正な運営のために改善が必要と組合が認めた場合

水準 2：本施設の運営にあたって利便性を欠く場合

表-1 運転継続型減額措置における是正事項（例）

運営費の区分	運転継続型減額措置における是正事項の例
運営固定費	■水準 1 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全措置の不備による労働災害等の発生等に伴う各種マニュアルの内容の改善あるいは当該災害の再発防止のための改善 ・ 故意による業務放棄状態の改善
	■水準 2 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開設備（掲示機器等）の不具合の改善 ・ 見学者対応設備の不備の改善 ・ 日常清掃、除草状況の履行水準の未達の改善 ・ 諸室清掃状況の履行水準の未達の改善

イ 減額措置の手順

(7) 業務改善手続き

運転を継続できるが、運営事業者の運営・維持管理業務水準が運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至ったと判断した場合、組合と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。（図-1 参照）

- ① 運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行の改善を行わなければならない是正勧告の対象となる事象が発生した場合、組合は是正事項の確定及び是正勧告を行う。
- ② 運営事業者は是正勧告を受託し、運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至った原因と責任の究明を行った後、業務改善計画

募集要項添付資料-4 モニタリング及び対価の減額等について

書を作成し、組合に提出する。

- ③ 組合は運営事業者により提出された業務改善計画書を承諾し、改善期限日を設定する。
- ④ 運営事業者は業務改善作業に着手する。
- ⑤ 組合は業務改善作業の結果の確認を行い、改善期限日までに改善されている場合、運営事業者の減額措置を解除する。改善されていない場合、運営事業者は業務改善作業を継続する。
- ⑥ 組合は運営事業者が継続した業務改善作業の結果の確認を行い、改善されている場合、組合は改善日及び改善期限日を超過した日数（以下「超過日数」という。）を確定する。改善されていない場合、運営事業者は業務改善作業が改善されるまで業務改善作業を継続する。

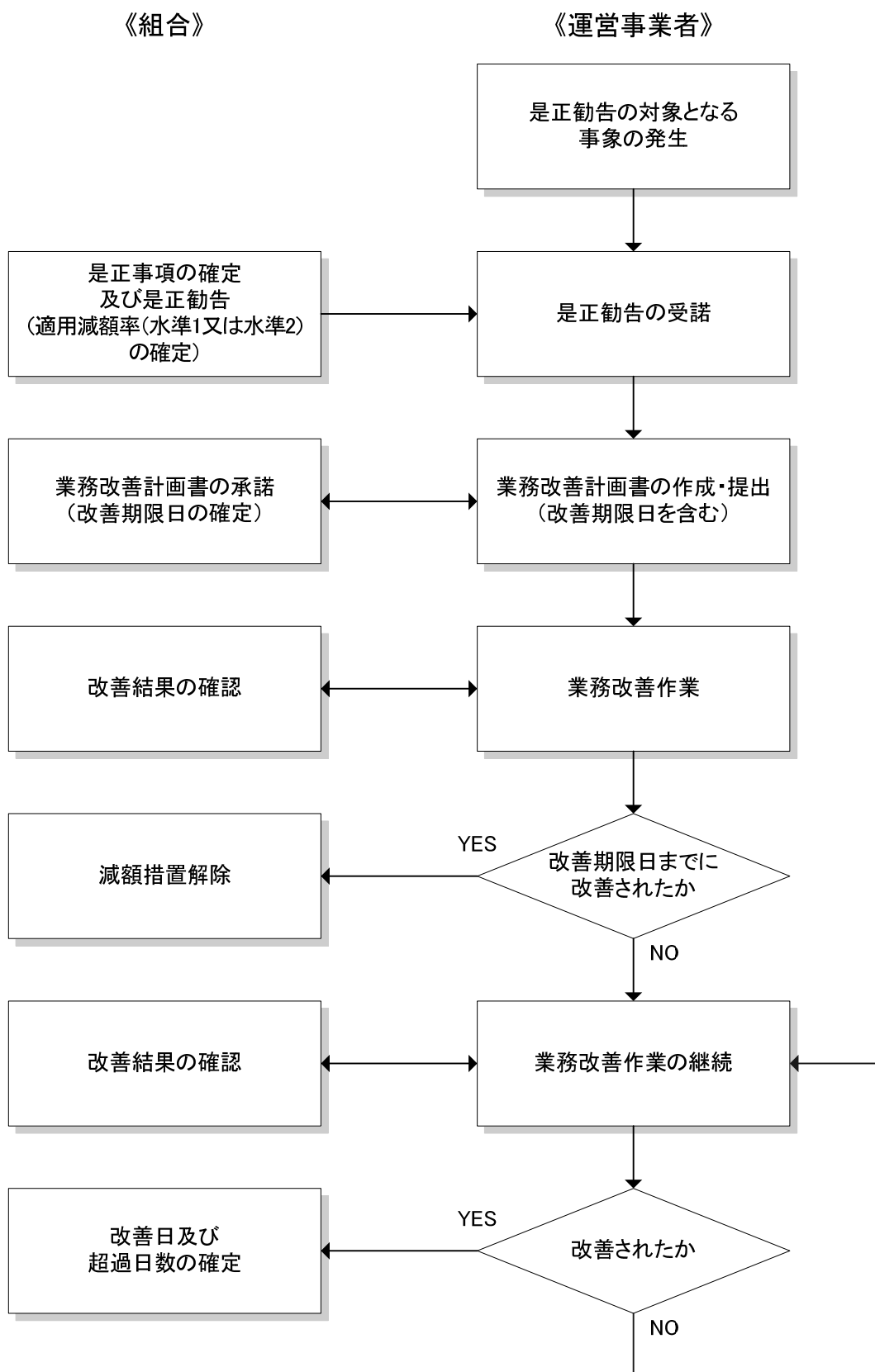


図-1 運転継続型減額措置等

募集要項添付資料-4 モニタリング及び対価の減額等について

(イ) 是正事項毎の減額の算定方法

(是正事項毎の減額) = (1日当たりの運営固定費：円/日) × (減額率^{※1}：%) × (超過日数^{※2}：日)

ただし、「1日当たりの運営固定費：円/日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額とする。減額の対象は、改善日が属する月の運営固定費とする。減額の上限は、当該月における運営固定費の支払い予定額の50%とする。

※1：水準1：水準未達と認定された場合に10%

水準2：水準未達と認定された場合に1%

ただし、過去3ヶ月以内において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額率を3倍として加算する。

※2：改善期限日の翌日（同日を含む）から改善日までを起算した日数

4 提案組合圏域内発注金額未達相当分の違約金徴収（設計・建設業務）

(1) 建設事業者における計画書及び報告書の提出

建設事業者は、毎年6月30日までに（ただし、令和3年度については組合との協議による）当該年度の年間組合圏域内発注金額計画書を組合に提出し、組合の承諾を得るものとする。各年度の設計・建設業務組合圏域内発注金額達成状況報告書については、当該年度の3月10日までに提出し、組合は提出を受けた日から14日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。なお、同報告書には当該年度分と過年度分を合わせた累積の実績組合圏域内発注金額についても報告すること。

(2) 組合における提案組合圏域内発注金額の達成状況の確認及び違約金徴収

組合が設計・建設業務期間の最終年度における設計・建設業務組合圏域内発注金額達成状況報告書を確認した結果、建設工事請負契約の契約金額のうちの設計・建設業務期間を通じた実績組合圏域内発注金額が同期間における提案組合圏域内発注金額を下回っていた場合、未達成分の金額を違約金として徴収する。建設事業者は、組合の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、提案組合圏域内発注金額の未達が建設事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを建設事業者が明らかにし、組合がこれを認めた場合には、この限りではない。

5 提案組合圏域内発注金額未達相当分の違約金徴収（運営・維持管理業務）

(1) 運営事業者における計画書及び報告書の提出

運営事業者は、毎年10月31日までに翌年度の年間組合圏域内発注金額計画書を組合に提出し、組合の承諾を得るものとする。各年度の運営・維持管理業務組合圏域内発注金額達成状況報告書については、当該年度の3月10日までに提出し、組合は提出を受けた日から14日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。なお、月間業務完了報告書において、当該月における実績発注金額を提示することにより、当該年度の運営・維持管理業務組合圏域内発注金額達成状況の進捗を報告する。

募集要項添付資料-4 モニタリング及び対価の減額等について

(2) 組合における提案組合圏域内発注金額の達成状況の確認及び違約金徴収

組合が運営・維持管理業務組合圏域内発注金額達成状況報告書を確認した結果、年間実績組合圏域内発注金額が年間提案組合圏域内発注金額を下回っていた場合、未達成分の金額を違約金として徴収する。運営事業者は、組合の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、提案組合圏域内発注金額の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにし、組合がこれを認めた場合には、この限りではない。

1 設計・建設期間

(1) 本施設建設中の組立保険

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害

補償額：請負代金額

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：建設事業者

(2) 本施設建設中の第三者損害賠償保険

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

補償限度額：対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円

対物：1事故当たり1億円

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：建設事業者

※上記に示す保険は必要最小限度のものであり、建設事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

2 運営・維持管理期間

(1) 本施設の運営・維持管理業務にかかる第三者損害賠償保険

保険契約者：運営事業者

被保険者：組合、運営事業者

保険期間：運営・維持管理期間とする。

てん補限度額：(補償額) 対人：1名当たり最大1億円

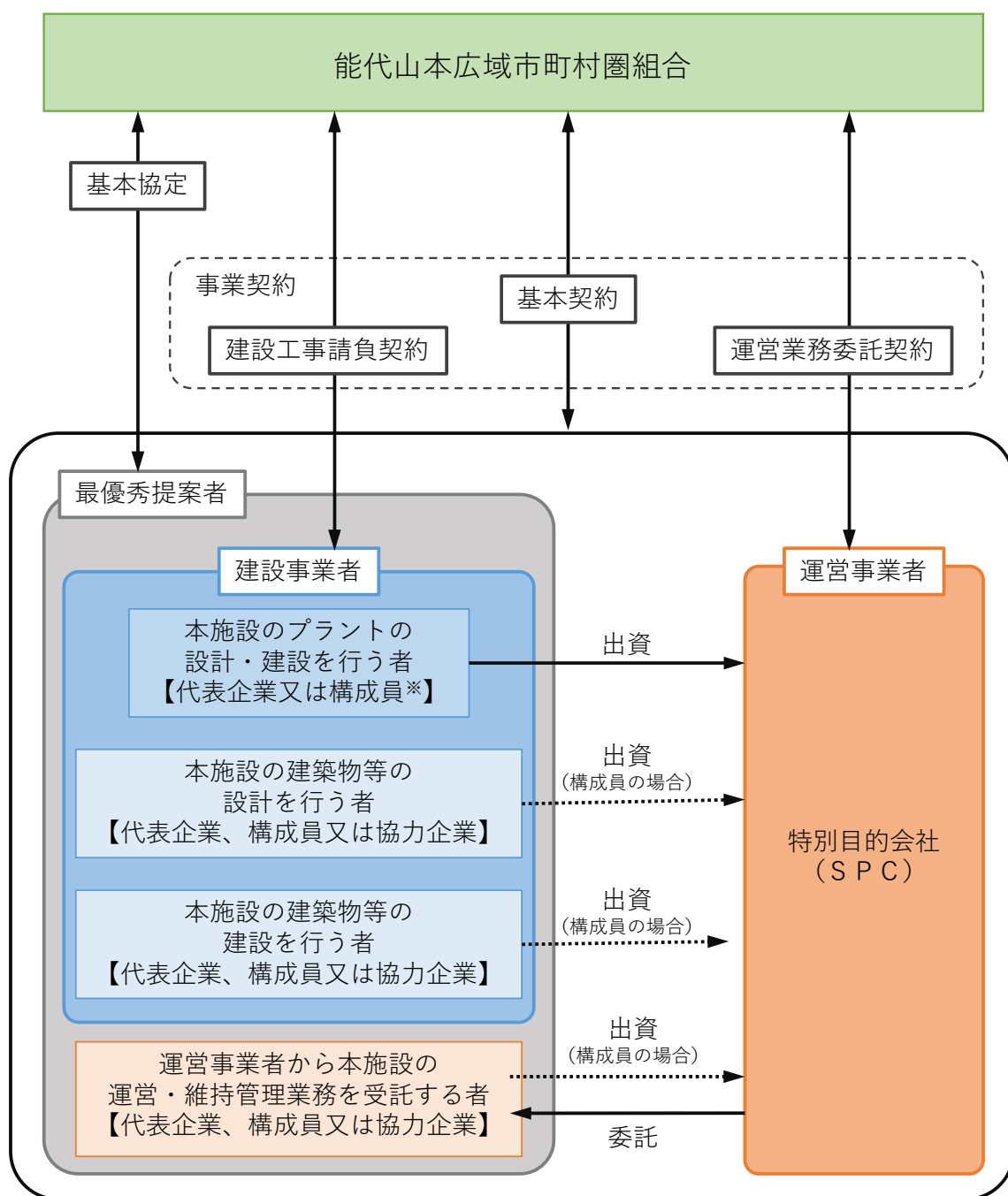
1事故当たり最大10億円

対物：1事故当たり最大1億円

補償する損害：本施設の使用若しくは管理又は本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害、賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額：なし

※上記に示す保険は必要最小限度のものであり、運営事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。



※不燃ごみ・粗大ごみ処理施設のプラントの設計・建設を代表企業以外の企業が行う場合、当該企業は構成員とする

募集要項添付資料-7 組合が付保する予定の保険について

●全国市長会 市民総合賠償補償保険

「市が所有、使用、管理する施設の瑕疵」、「市の行う業務遂行上の過失」及び「市の福祉施設、保養施設、放課後子どもプラン、学童保育、一時保育において提供される生産物」に起因して、住民等第三者の身体または生命を害し、または財物を滅失、き損もしくは汚損し、市が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われるもの。加入市が構成員となる広域連合や、市から業務委託を受けた私人（有償ボランティアを含む）が負う法律上の賠償責任も対象となる。

1	賠償責任保険	賠償責任保険（賠償責任保険 5 型②D型）			
2	保険金額 （支払限度額）	あ	身体賠償	1 名につき	1 億円
				1 事故につき	10 億円
		い	財物賠償	1 事故につき	2,000 万円
		う	個人情報漏えいによる損害賠償	保険期間中	2 億円
		え	個人情報漏えいによる対応費用	1 事故につき	1,000 万円
保険期間中	3,000 万円				
3	対象となる施設	あ	庁舎	本庁舎、支所、出張所、消防署等	
		い	福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設 等	
		う	保養施設	国民宿舎 等	
		え	文化施設	市民会館、公会堂、公民館、図書館、博物館 等	
		お	スポーツ施設	体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場 等	
		か	産業施設	農林水産物加工施設 等	
		き	生活環境施設	廃棄物処理施設 等	
		く	公園	公園、児童公園	
		け	港湾施設及び漁港施設	港湾施設、漁港施設	
		け	その他の施設	その他の建造物および工作物	
4	対象となる業務	あ	保守管理業務	施設の清掃、保守、点検等の業務、その他施設運営上必要な業務 等	
		い	社会福祉業務	児童福祉、介護保険事業、老人福祉、障害者福祉等に関する業務 等	
		う	社会教育業務	各種講座、講習会、公民会・図書館の運営等に関する業務 等	
		え	社会体育業務	市の主催するスポーツ行事实施業務 等	
		お	その他の業務	市が主催・共催する行事 等	

募集要項添付資料-7 組合が付保する予定の保険について

●公益社団法人 全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済

				定義	例
1	共 済 の 目 的 範 囲	建 物		土地に定着し、屋根及び柱又は壁を有する構築物	住宅、庁舎、校舎、病棟、地下に設けられた事務所・倉庫等
		工作物		建物以外の用途に用いられる屋外の構築物	屋外に独立して設置された受水槽、門、案内板、外灯等
		動 産	收容動産	建物及び工作物に收容されている動産	パソコン、電話機、コピー機、机、椅子等
			据付機械装置	建物及び工作物に据付の機器装置	焼却設備、破砕処理設備、建物設置の太陽光発電設備等
			屋外動産	建物の屋外に常置されている動産	移動式トイレ等
屋外据付機械装置	建物の屋外に据付の機器装置		屋外に独立して設置された太陽光発電設備、受変電設備等		
2	て ん 補 責 任 範 囲	<ul style="list-style-type: none"> ・火災による損害 ・落雷による損害 ・破裂または爆発による損害 ・建物、工作物または屋外動産の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損害 ・車両の衝突または接触による損害 		<ul style="list-style-type: none"> ・騒じょうもしくは労働争議またはこれらに類似する集団示威行動に伴う暴行による損害 ・破壊行為による損害 ・風災または水災による損害 ・雪災による損害 ・土砂崩れによる損害 	
3	免 責 と な る 損 害	<ul style="list-style-type: none"> ・故意もしくは重過失または法令違反による損害 ・発酵もしくは発熱または加熱もしくは乾燥作業による損害 ・紛失または盗難による損害 ・学校施設ならびに住宅物件基準を適用する建物、工作物および動産のガラスのみに生じた損害 ・車両の衝突または接触による鉄道車両、自動車の損害 		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外動産の内部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊により、屋外動産内の動産について生じた損害 ・雨漏り、雨、風等による吹込み損害または台風等による塩害 ・戦争、暴動その他の事変またはテロ行為による損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ・核燃料物質等による損害 	